

静 岡 市 報

No.27

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月 1 日

目 次

規 則

静岡市温泉法施行細則の一部改正	2
静岡市心身障害者デイサービスセンター条例の施行期日を定める規則の 制定	3
静岡市清水三保コース・ホステル条例施行規則の廃止	3
静岡市保健福祉センター条例施行規則の一部改正	3
静岡市地域福祉交流プラザ条例の施行期日を定める規則の制定	4
静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則の一部改正	4
静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の施行期日を定める規則の 制定	8
静岡市建築基準法施行細則の一部改正	8
静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行 規則の一部改正	10
静岡市建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取等に関する規則 の一部改正	11
静岡市税条例施行規則の一部改正	11
静岡市障害者歯科保健センター条例の施行期日を定める規則の制定	13
静岡市障害者歯科保健センター条例施行規則の制定	13
人事委員会規則	
静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部改正	15
静岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正	16
訓 令	
静岡市中央卸売市場に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程の 一部改正	16
静岡市障害者歯科保健センターに勤務する職員の週休日の特例に関する 規程の制定	17
告 示	
静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正	17
地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による歳入金の徴収又は収納の 事務の委託を定めた告示の一部改正	18
選挙管理委員会告示	
公職選挙法施行令の規定による静岡市議会議員の所属選挙区	19
地方自治法の規定による選挙権を有する者の50分の 1 の数等	21
静岡市井川財産区議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収 支報告書の要旨	22
葵区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定による選挙人名簿からの抹消	22
公職選挙法及び公職選挙法施行令の規定による指定投票区及び指定関係 投票区の指定	23
公職選挙法の規定による指定在外選挙投票区の指定	23
公職選挙法の規定による選挙人名簿に登録した者の氏名等の縦覧	23
静岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙等の発送日	24

駿河区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定による選挙人名簿からの抹消	24
公職選挙法及び公職選挙法施行令の規定による指定投票区及び指定関係投票区の指定	24
公職選挙法の規定による指定在外選挙投票区の指定	25
公職選挙法の規定による選挙人名簿に登録した者の氏名等の縦覧	25
静岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙等の発送日	25
清水区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定による選挙人名簿からの抹消	26
公職選挙法及び公職選挙法施行令の規定による指定投票区及び指定関係投票区の指定	26
公職選挙法の規定による指定在外選挙投票区の指定	26
公職選挙法の規定による選挙人名簿に登録した者の氏名等の縦覧	27
静岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙等の発送日	27

規 則

静岡市規則第92号

静岡市温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年5月17日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市温泉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市温泉法施行細則（平成15年静岡市規則第145号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「静岡市保健所長 様」を「(あて先)静岡市保健所長」に改める。

様式第2号中「静岡市保健所長 様」を「(あて先)静岡市保健所長」に改め、同様式別紙を次のように改める。

【別紙は掲載省略】

様式第4号及び様式第5号中「静岡市保健所長 様」を「(あて先)静岡市保健所長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年5月24日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 温泉法施行規則の一部を改正する省令（平成17年環境省令第2号）附則第2項の規定により温泉法（昭和23年法律第125号）第14条第3項の規定による届出を行おうとする

者は、この規則の施行前においても、改正後の静岡市温泉法施行細則様式第 2 号による文書により行うことができる。

静岡市規則第93号

静岡市心身障害者デイサービスセンター条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成17年 5月17日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市心身障害者デイサービスセンター条例の施行期日を定める規則

静岡市心身障害者デイサービスセンター条例（平成16年静岡市条例第75号）の施行期日は、平成17年 6月 1日とする。

静岡市規則第94号

静岡市清水三保ユース・ホステル条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

平成17年 5月18日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市清水三保ユース・ホステル条例施行規則を廃止する規則

静岡市清水三保ユース・ホステル条例施行規則（平成15年静岡市規則第190号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第95号

静岡市保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年 5月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市保健福祉センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第131号）の一部を次のよう

に改正する。

第 2 条中「静岡市中央保健福祉センター」を「静岡市城東保健福祉センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 6 月 6 日から施行する。

(静岡市事務分掌規則の一部改正)

2 静岡市事務分掌規則 (平成17年静岡市規則第11号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号の表中「中央保健福祉センター」を「城東保健福祉センター」に改める。

(静岡市事務専決規則の一部改正)

3 静岡市事務専決規則 (平成17年静岡市規則第14号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「中央保健福祉センター所長」を「城東保健福祉センター所長」に、「中央保健福祉センター」を「城東保健福祉センター」に改める。

静岡市規則第96号

静岡市地域福祉交流プラザ条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成17年 5 月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市地域福祉交流プラザ条例の施行期日を定める規則

静岡市地域福祉交流プラザ条例 (平成16年静岡市条例第74号) の施行期日は、平成17年 6 月 1 日とする。

静岡市規則第97号

静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年 5 月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則 (平成16年静岡市規則第85号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「

指定管理者
名 称
代表者氏名 様

を

申請者	団体（事業所）の名称
	住 所
	（所在地）
	代 表 者 氏 名
	印

」

「

（あて先）指定管理者
名 称
代表者氏名

に、

住所	（法人にあっては、
	その主たる事務所の所在地
氏名	（法人にあっては、
	その名称及び代表者

電話

」

「

（注）

- 1 太線枠内を記入してください。
- 2 申請者は、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者 を
が法人の場合は、記名押印してください。

」

「

（注）太線枠内を記入してください。

に

」

改める。

様式第 3 号中

「

指定管理者
名 称
代表者氏名

様

を

団体（事業所）の名称

住 所

申請者

（ 所 在 地 ）

代 表 者 氏 名

印

」

「

（あて先）指定管理者

名 称
代表者氏名

住所（法人にあっては、
その主たる事務所の所在地）

に、

申請者

氏名（法人にあっては、
その名称及び代表者）

電話

」

「

（注）

1 太線枠内を記入してください。

2 申請者は、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者
が法人の場合は、記名押印してください。

」

「

（注）太線枠内を記入してください。

に

」

改める。

様式第 5 号中

「

静岡市長

団体（事業所）の名称
住 所
（所在地）
代 表 者 氏 名 印

を

申請者

」

「

（あて先）指定管理者
 名 称
 代表者氏名

住所〔法人にあつては、
 その主たる事務所の所在地〕
 氏名〔法人にあつては、
 その名称及び代表者〕

に、

申請者

電話

」

改める。

様式第 7 号中

「

指定管理者
 名 称
 代表者氏名

様

を

団体（事業所）の名称
住 所
（所在地）
代 表 者 氏 名 印

申請者

」

「

（あて先）指定管理者
 名 称
 代表者氏名

住所〔法人にあつては、
 その主たる事務所の所在地〕
 氏名〔法人にあつては、
 その名称及び代表者〕

に、

申請者

電話

」

「
(注)

- 1 太線枠内を記入してください。
- 2 申請者は、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者を
が法人の場合は、記名押印してください。

「
(注) 太線枠内を記入してください。
」

改める。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

静岡市規則第98号

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成17年5月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の施行期日を定める規則

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例（平成16年静岡市条例第76号）の施行期日は、平成17年6月1日とする。

静岡市規則第99号

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年5月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法施行細則(平成15年静岡市規則第229号)の一部を次のように改正する。
第12条第1項及び第2項並びに第13条第1項中「法第12条第2項」を「法第12条第3項」

に改める。

第16条の見出し中「一定の複数建築物に対する制限の特例」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和」に改め、同条第3項「法第86条の5第2項」を「法第86条の5第1項」に改める。

第25条第2号中「第4項」を「第5項」に改め、同条第5号中「法第52条第9項、第10項若しくは第13項」を「法第52条第10項、第11項若しくは第14項」に、「法第57条の2第3項」を「法第57条の5第3項」に改める。

第25条の2の見出し中「一定の複数建築物に対する制限の特例」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和」に改める。

第26条の見出し中「特例容積率適用区域内」の次に「における建築物」を加え、同条第1項中「法第52条の2第1項」を「法第57条の2第1項」に、「省令第10条の4の3第1項」を「省令第10条の4の4第1項」に改め、同条第2項中「法第52条の3第1項」を「法第57条の3第1項」に、「省令第10条の4の6第1項」を「省令第10条の4の7第1項」に改める。

第34条第1項中「又は建築主事」を削る。

様式第1号及び様式第2号中「建築主事 様」を「(あて先)建築主事」に改める。

「静岡市長 」 「 」 静岡市長

様式第3号及び様式第4号中 様 を (あて先) に改める。

 建築主事 」 」 建築主事 」

様式第5号中「建築主事 様」を「(あて先)建築主事」に改める。

様式第9号、様式第12号及び様式第14号中「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改める。

様式第20号中「第52条の2第1項」を「第57条の2第1項」に改める。

様式第21号及び様式第22号中「第52条の3第1項」を「第57条の3第1項」に改める。

様式第23号から様式第25号までの様式中「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改める。

様式第27号中「建築主事 様」を「(あて先)建築主事」に改める。

様式第33号から様式第35号まで及び様式第42号中「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の静岡市建築基準施行細則(以下「改正前の規則」という。)の様式により提出されている文書は、改正後の静岡市建築基準施行細則の相当する規定及び様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則により作成されている文書は、当分の間、調製して使用することができる。

静岡市規則100号

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年5月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則(平成15年静岡市規則第235号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「省令第1条の3第1項の表(へ)項」を「省令第1条の3第1項の表(る)項」に改める。

第8条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 法第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の4第1項若しくは第2項、第68条の5の5、第86条第1項若しくは第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項若しくは第3項又は政令第131条の2第2項若しくは第3項に規定する認定の申請
- (2) 法第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第48条第1項から第12項までの各項ただし書(第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第51条ただし書(第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項、第53条第5項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号、第55条第3項、第56条の2第1項ただ

し書、第57条の4第1項、第59条第1項第3号、同条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の2第3項第2号、同条第5項第2号、同条第9項第2号、第68条第1項第2号、同条第2項第2号、同条第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の2第2項、第68条の7第5項、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

静岡市規則第101号

静岡市建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年5月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取等に関する規則（平成15年静岡市規則第230号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第10条第2項」を「法第10条第4項」に改める。

様式第1号中「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

静岡市規則第102号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年6月1日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則（平成15年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第1号中「並びに軽自動車税」を「、固定資産税、軽自動車税並びに

都市計画税」に改める。

第 1 条の 3 の表中

「

軽自動車税	賦課事務、過料の決定事務及び標識の交付事務	賦課期日における軽自動車等（条例第86条第1項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）の主たる定置場の所在地を所管する区
-------	-----------------------	--

を

」

「

固定資産税及び都市計画税	賦課事務及び過料の決定事務	賦課期日現在における固定資産の所在地を所管する区
軽自動車税	賦課事務、過料の決定事務及び標識の交付事務	賦課期日における軽自動車等（条例第86条第1項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）の主たる定置場の所在地を所管する区

に

」

改める。

第 1 条の 4 第 2 号中「、固定資産税」を削り、「、事業所税並びに都市計画税」を「並びに事業所税」に改める。

様式第102号から様式第105号（その2）までの様式中「静岡市長」を「静岡市 区長」に改める。

様式第106号中「静岡市長」を「静岡市 区長」に、「市内」を「区内」に改める。

様式第107号中「静岡市長」を「静岡市 区長」に改める。

様式第108号中「静岡市長」を「静岡市 区長」に、「市長に」を「区長に」に改める。

様式第109号から様式第114号まで及び様式第117号中「静岡市長」を「静岡市 区長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の静岡市税条例施行規則の規定は、平成18年度以後の年度分の固定資産税及び

都市計画税について適用し、平成17年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

静岡市規則第103号

静岡市障害者歯科保健センター条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成17年 6 月 6 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市障害者歯科保健センター条例の施行期日を定める規則

静岡市障害者歯科保健センター条例（平成17年静岡市条例第5号）の施行期日は、平成17年6月14日とする。

静岡市規則第104号

静岡市障害者歯科保健センター条例施行規則をここに制定する。

平成17年 6 月 6 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市障害者歯科保健センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市障害者歯科保健センター条例（平成17年静岡市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用料及び手数料の額）

第2条 条例第6条第2項第2号に規定する規則で定める使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。

（使用料等の減額、免除又は徴収の猶予）

第3条 条例第8条の規定により使用料等の減額、免除又は徴収の猶予を受けようとする者は、静岡市障害者歯科保健センター使用料・手数料（減額・免除・徴収猶予）申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、静岡市障害者歯科保健センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年6月14日から施行する。

別表（第2条関係）

種別		単位	円	備考	
(1) 文 書 料	ア 証 明 書	(ア)通院証明書等簡易なもの	1 通につき	1,575	同一文書を同時に2通以上請求するときは、2通目以後は1通につき左記料金の2分の1の額とする。
		(イ)療養費支払証明書で明細書のないもの等簡易なもの	1 通につき	1,050	
		(ウ)療養費支払証明書で明細書のないもので複雑なもの	1 通につき	2,100	
		(エ)療養費支払証明書で明細書のあるもの等複雑なもの	1 通につき	3,150	
	イ 診 断 書	(ア)診断書	1 通につき	2,100	
		(イ)自動車賠償責任保険に係る診断書等複雑なもの	1 通につき	5,250	
	ウ	意見書	1 通につき	5,250	
(2) 歯 科 処 置 料	フッ化物塗布	1 回につき	1,050		
上記以外のもの			実費		

備考 この表に定める使用料及び手数料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

【別記様式は掲載省略】

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第38号

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年 5月19日

静岡市人事委員会

委員長 向坂達也

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

医療職給料表（3）級別職務分類表 2 級、3 級及び 4 級（科長、技監及び教務長の職を除く。）に属する職	を
医療職給料表（3）（保健師）級別職務分類表 2 級、3 級及び 4 級（参事の職を除く。）に属する職	

」

「

医療職給料表（3）級別職務分類表（保健師以外） 2 級、3 級及び 4 級（教務主幹、教務主幹補及び副看護師長の職に限る。）に属する職	に
医療職給料表（3）級別職務分類表（保健師） 2 級、3 級及び 4 級（参事の職を除く。）に属する職	

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市人事委員会規則第39号

静岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年 5 月 19 日

静岡市人事委員会

委員長 向 坂 達 也

静岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。県費負担教職員のサービスの宣誓等に関する条例（平成15年静岡市条例第257号）第 2 号において準用する場合を含む。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第44号

中央卸売市場

静岡市中央卸売市場に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成15年静岡市訓令第36号）の一部を次のように改正する。

平成17年 6 月 6 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

別表休息時間の欄中「午後 1 時30分から午後 1 時45分まで」を「正午から午後 0 時15分まで」に、「午後 5 時から午後 5 時15分まで」を「午後 3 時から午後 3 時15分まで」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令第45号

障害者歯科保健センター

静岡市障害者歯科保健センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程を次のように定める。

平成17年 6 月 6 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市障害者歯科保健センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、静岡市障害者歯科保健センター（静岡市障害者歯科保健センター条例（平成17年静岡市条例第 5 号）第 1 条に規定する施設をいう。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の週休日の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日)

第 2 条 職員の週休日は、日曜日及び月曜日とする。

附 則

この訓令は、平成17年 6 月14日から施行する。

告 示

静岡市告示第230号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 5 月30日

静岡市長 小 嶋 善 吉

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,313円	13,301円

20歳以上25歳未満	5,150円	13,301円
25歳以上30歳未満	5,979円	13,367円
30歳以上35歳未満	6,701円	16,562円
35歳以上40歳未満	7,193円	19,553円
40歳以上45歳未満	7,309円	21,926円
45歳以上50歳未満	7,164円	23,184円
50歳以上55歳未満	6,622円	23,609円
55歳以上60歳未満	6,127円	23,607円
60歳以上65歳未満	4,370円	20,648円
65歳以上70歳未満	4,160円	14,366円
70歳以上	4,160円	13,301円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年 5 月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、告示の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

静岡市告示第232号

地方自治法施行令第158条第 1 項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 6 月 1 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

表に次のように加える。

静岡市地域福祉交流プラザ使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会会長
静岡市支援センターなごやか使用料の徴収事務	医療法人社団リラ理事長
静岡市中心身障害者デイサービスセンター使用料の徴収事務	社会福祉法人恩賜財団済生会業務担当理事
静岡市障害者歯科保健センター使用料及びその他証明閲覧手数料の徴収事務	株式会社医業総合企画代表取締役
静岡市清水庵原球場使用料の徴収事務	財団法人静岡市振興公社理事長

附 則

この告示は、平成17年6月1日から施行する。ただし、静岡市清水庵原球場使用料の徴収事務の項を加える改正規定は、平成17年7月17日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第58号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第7条において準用する同令第6条の規定により、静岡市議会議員の所属選挙区を次のとおり定めた。

平成17年5月17日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

葵 区 20人

氏 名	住 所
山 本 彰 彦	静岡県静岡市葵区平和二丁目24番14号
繁 田 和 三	静岡県静岡市葵区牛妻335番地の1
馬 居 喜代子	静岡県静岡市葵区幸町2番地の19
安 竹 信 男	静岡県静岡市葵区田代526番地
石 上 顯太郎	静岡県静岡市葵区羽鳥272番地の1
鈴 木 和 彦	静岡県静岡市葵区二番町9番地の18
兼 高 正 男	静岡県静岡市葵区羽鳥1172番地の1
小 滝 慶 子	静岡県静岡市葵区桜町一丁目13番3号

劔 持 邦 昭	静岡県静岡市葵区北146番地
千 代 公 夫	静岡県静岡市葵区千代二丁目15番7号
増 田 進	静岡県静岡市葵区古庄二丁目15番18号
村 越 作 一	静岡県静岡市葵区瀬名1785番地の22
白 鳥 実	静岡県静岡市葵区神明町38番地の8 シャンポール神明304号
山 本 明 久	静岡県静岡市葵区古庄六丁目13番3 205号
井 上 恒 彌	静岡県静岡市葵区瀬名五丁目12番25号
鈴 木 節 子	静岡県静岡市葵区与一五丁目23番2 403号
片 山 卓	静岡県静岡市葵区馬場町60番地
沢 入 育 男	静岡県静岡市葵区音羽町20番9号
中 山 道 晴	静岡県静岡市葵区安東一丁目20番5号
尾 崎 剛 司	静岡県静岡市葵区沓谷六丁目22番地の6

駿河区 16人

氏 名	住 所
岩 崎 良 浩	静岡県静岡市駿河区みずほ三丁目8番地の3
岩ヶ谷 至 彦	静岡県静岡市駿河区南八幡町19番22号
伊 東 稔 浩	静岡県静岡市駿河区高松一丁目12番32号ルミエール高松101号
河 本 泰 輔	静岡県静岡市駿河区小鹿一丁目16番6号
浅 場 武	静岡県静岡市駿河区向敷地763番地の2
佐 地 茂 人	静岡県静岡市駿河区八幡五丁目16番38号
佐 藤 成 子	静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目19番13号
田 形 清 信	静岡県静岡市駿河区用宗三丁目4番5号
丹 澤 卓 久	静岡県静岡市駿河区中島2882番地の1
前 田 豊	静岡県静岡市駿河区馬淵一丁目13番23号
三 浦 雅 司	静岡県静岡市駿河区小鹿1049番地
亀 澤 敏 之	静岡県静岡市駿河区新川一丁目21番10号
近 藤 光 男	静岡県静岡市駿河区丸子5947番地の1
杉 山 三四郎	静岡県静岡市駿河区馬淵二丁目10番23号
城 内 里	静岡県静岡市駿河区下川原二丁目17番3号
遠 藤 裕 孝	静岡県静岡市清水区小島本町126番地の1

清水区 17人

氏 名	住 所
望 月 厚 司	静岡県静岡市清水区三保1500番地の16
深 澤 陽 一	静岡県静岡市清水区興津中町122番地
牧 田 博 之	静岡県静岡市清水区尾羽341番地
小 野 勇	静岡県静岡市清水区草薙三丁目2番7号
平 垣 陸 雄	静岡県静岡市清水区下野北12番60号
栗 田 知 明	静岡県静岡市清水区梅ヶ谷316番地の5
西 谷 博 子	静岡県静岡市清水区吉川108番地の8
片 平 博 文	静岡県静岡市清水区興津中町71番地
石 川 久 雄	静岡県静岡市清水区春日二丁目2番19号
遠 藤 広 樹	静岡県静岡市清水区穴原1554番地の1
栗 田 裕 之	静岡県静岡市清水区吉川229番地の3
西ヶ谷 忠 夫	静岡県静岡市清水区庵原町590番地の3
水 野 敏 夫	静岡県静岡市清水区有東坂二丁目366番地の2
田 中 敬 五	静岡県静岡市清水区蜂ヶ谷234番地の3
橋 本 勝 六	静岡県静岡市清水区真砂町6番23号
内 田 進	静岡県静岡市清水区宮下町10番52号
青 木 一 男	静岡県静岡市清水区鳥坂988番地

静岡市選挙管理委員会告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の40万を超える場合に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成17年6月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

1	50分の1の数	11,473
2	6分の1の数	95,604
3	3分の1の数	191,207
選挙区ごとの3分の1		
	葵 区	71,484
	駿 河 区	56,173
	清 水 区	63,551
4	総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	162,270

静岡市選挙管理委員会告示第60号

平成17年4月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年6月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

【「次のとおり」は掲載省略】

葵区選挙管理委員会告示

静岡市葵区選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年6月2日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

4箇月経過・誤載抹消者

男 335人 女 295人 計 630人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市葵区選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第7項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により、指定投票区及び指定関係投票区を下記のとおり指定する。

平成17年6月2日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊良平

指定投票区	指定関係投票区
第11投票区	第11投票区以外のすべての投票区

静岡市葵区選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の3第2項の規定により、指定在外選挙投票区を下記のとおり指定する。

平成17年6月2日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊良平

指定在外選挙投票区 第1投票区

静岡市葵区選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、葵区役所において、平成17年7月6日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧する。

平成17年6月2日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊良平

縦覧日

平成17年7月7日 午前8時30分から午後5時まで

静岡市葵区選挙管理委員会告示第15号

平成17年7月24日執行予定の静岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙等を郵送により発送することができる日を、平成17年7月5日からとする。

平成17年6月2日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

駿河区選挙管理委員会告示

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年6月2日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

4 箇月経過・誤載抹消者

男 377人 女 274人 計 651人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第7項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により、指定投票区及び指定関係投票区を下記のとおり指定する。

平成17年6月2日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

指定投票区	指定関係投票区
第1投票区	第1投票区以外のすべての投票区

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の3第2項の規定により、指定在外選挙投票区を下記のとおり指定する。

平成17年6月2日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紬

指定在外選挙投票区 第1投票区

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、駿河区役所において、平成17年7月6日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧する。

平成17年6月2日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紬

縦覧日

平成17年7月7日 午前8時30分から午後5時まで

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第15号

平成17年7月24日執行予定の静岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙等を郵送により発送することができる日を、平成17年7月5日からとする。

平成17年6月2日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紬

清水区選挙管理委員会告示

静岡市清水区選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年6月2日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

4箇月経過・誤載抹消者

男 257人 女 224人 計 481人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市清水区選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条7項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により、指定投票区及び指定関係投票区を下記のとおり指定する。

平成17年6月2日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

指定投票区	指定関係投票区
第8投票区	第8投票区以外のすべての投票区

静岡市清水区選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の3第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の2第2項の規定により、指定在外選挙投票区を下記のとおり指定する。

平成17年6月2日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

指定在外選挙投票区 第8投票区

静岡市清水区選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条の規定により、清水区役所において、平成17年7月6日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧する。

平成17年6月2日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

縦覧日

平成17年7月7日 午前8時30分から午後5時まで

静岡市清水区選挙管理委員会告示第15号

平成17年7月24日執行予定の静岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙等を郵送により発送することができる日を、平成17年7月5日からとする。

平成17年6月2日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起